

「 県中体連主催大会 」

(県総合体育大会・県秋季体育大会)

危機管理マニュアル



「 宮崎県中学校体育連盟 」

# 「県中体連主催大会」危機管理マニュアル

## 〈目次〉

- 1 緊急時対応の基本的な考え方
  - (1) 緊急事案
  - (2) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止
  - (3) 競技会中断・順延・中止等の協議
  - (4) 大会本部（県中体連事務局）への報告
  - (5) 専門部委員の派遣
  - (6) 最終判断者
  
- 2 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方《フロー》
  
- 3 競技運営に当たっての注意事項
  - (1) 緊急事案に備えての事前確認
  - (2) 1日単位の競技運営の確認
  - (3) 緊急時の対応体制
    - 1日単位の競技運営の流れ《実施フロー図》
  
- 4 自然災害等に対する予防及び対応
  - (1) 雷・雷雨・雷鳴における対応
  - (2) 屋内競技の停電における対応
  - (3) 光化学スモッグ注意報の対応
  - (4) 地震・津波発生時の対応について①  
地震・津波発生時の対応について②
  - (5) 競技会開催中の気象情報等入手方法（参考）

## 〈資料〉

会場救護要項

急病者・負傷者の対応について

不審者対応

## 1 緊急時対応の基本的な考え方

### 緊急事案

競技会場等において以下の緊急事案・疾病等が発生した場合、現場において迅速に適切な対応を取るとともに、電話又はFAX等で競技専門委員長が部会長と協議後、大会本部（県中体連事務局）に連絡する。

- ア 事故(交通事故等)人身事故等で傷病者が重篤な場合
- イ 病院搬送事例
- ウ 怪我
- エ 熱中症
- オ その他

### 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案または疾病等が発生した場合、競技専門部は、その事案を勘案し110番、又は119番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

### 競技会中断・順延・中止等の協議

緊急事案が発生した場合、専門部は、競技会の一時中断、順延、中止、避難等について対応を協議する。

また、競技会の開催に先立ち、中断、延期、中止等の判断の手順を、予め決めておくこととする。

なお、中断・再開した場合も含めて競技会の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に配慮し、大会本部に連絡し、協議すること。

### 専門部委員の派遣

専門部は、状況に応じて必要な場合には養護教諭・専門部委員関係者を病院等に派遣する等、適切に対応するものとする。

### 報道機関への対応

大会本部（県中体連事務局）は、必要に応じて専門部より情報を得、報道提供資料を作成し、資料提供を行うこととする。

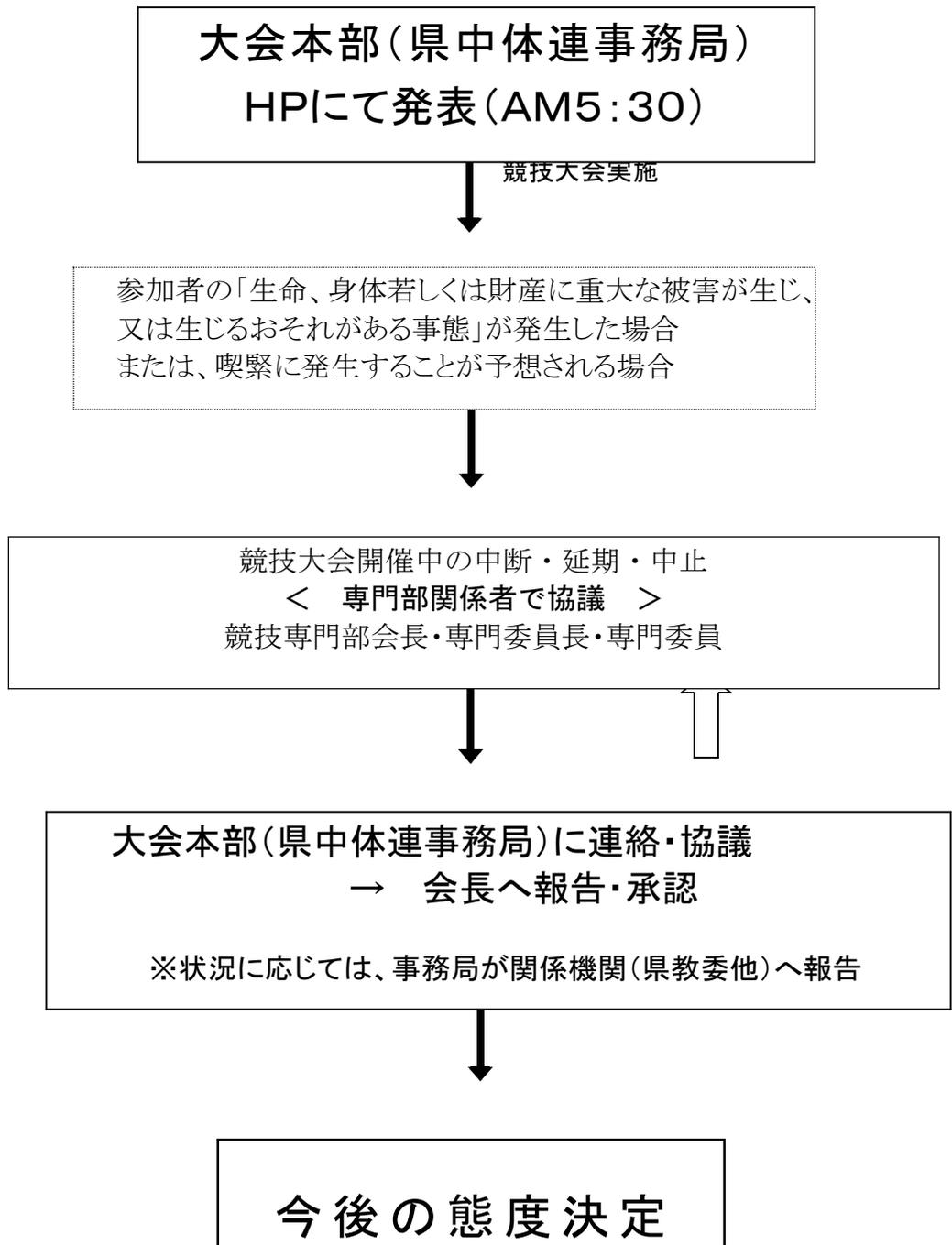
なお、個人情報の取り扱いについては、十分注意をすること。

### (6) 最終判断者

緊急時対応の最終的な判断については、競技専門部会長が行い、大会本部（県中体連事務局）と協議の後に県中体連会長に報告するものとする。

## 2 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方(フロー)

- (1) 競技の中断・延期・中止等を検討しなければならない状況



※ 状況に応じて、大会終了後に県中体連事務局から関係機関・関係者に礼状等を送付する。

### 3 競技運営に当たっての注意事項

#### 緊急事案に備えての事前確認

専門部は、競技会場等における危険箇所の確認・解消，避難場所の確認，避難経路・非常口の確認，消火器等の設置場所・使用方法の確認，AEDの設置場所の確認等を行う。

役員・補助員は、緊急事案発生時に迅速かつ適切に対応する為、以下に示すことを確認しておく。

- ア 避難場所，避難経路，非常口等
- イ AEDの設置場所・使用方法
- ウ 消火器の設置場所・使用方法

会場設営等については安全対策を十分に行う。(テント設営における強風対策等)

#### 1日単位の競技運営の確認

- ① 専門部は以下に示すことを基準に1日単位の競技運営の流れを定め、各責任者等に周知しておく。《実施フロー図参照》
- ② 災害や事件・事故が発生した場合は専門委員長から大会本部へ報告すること。

連絡事項	連絡先	
	大会本部	報道
災害(地震, 台風等)	●	
事件・事故等	●	
競技の開始・終了	●	
競技結果	●	(大会本部より)
競技の中断・再開	●	
その他連絡事項	●	(内容により)

- ③ 補助員の集合・解散時刻については、健康面・安全面に十分留意し設定すること。  
競技時間の延長，荒天時等による競技中断等があっても、補助員の安全管理上、**業務終了時刻については考慮すること。**

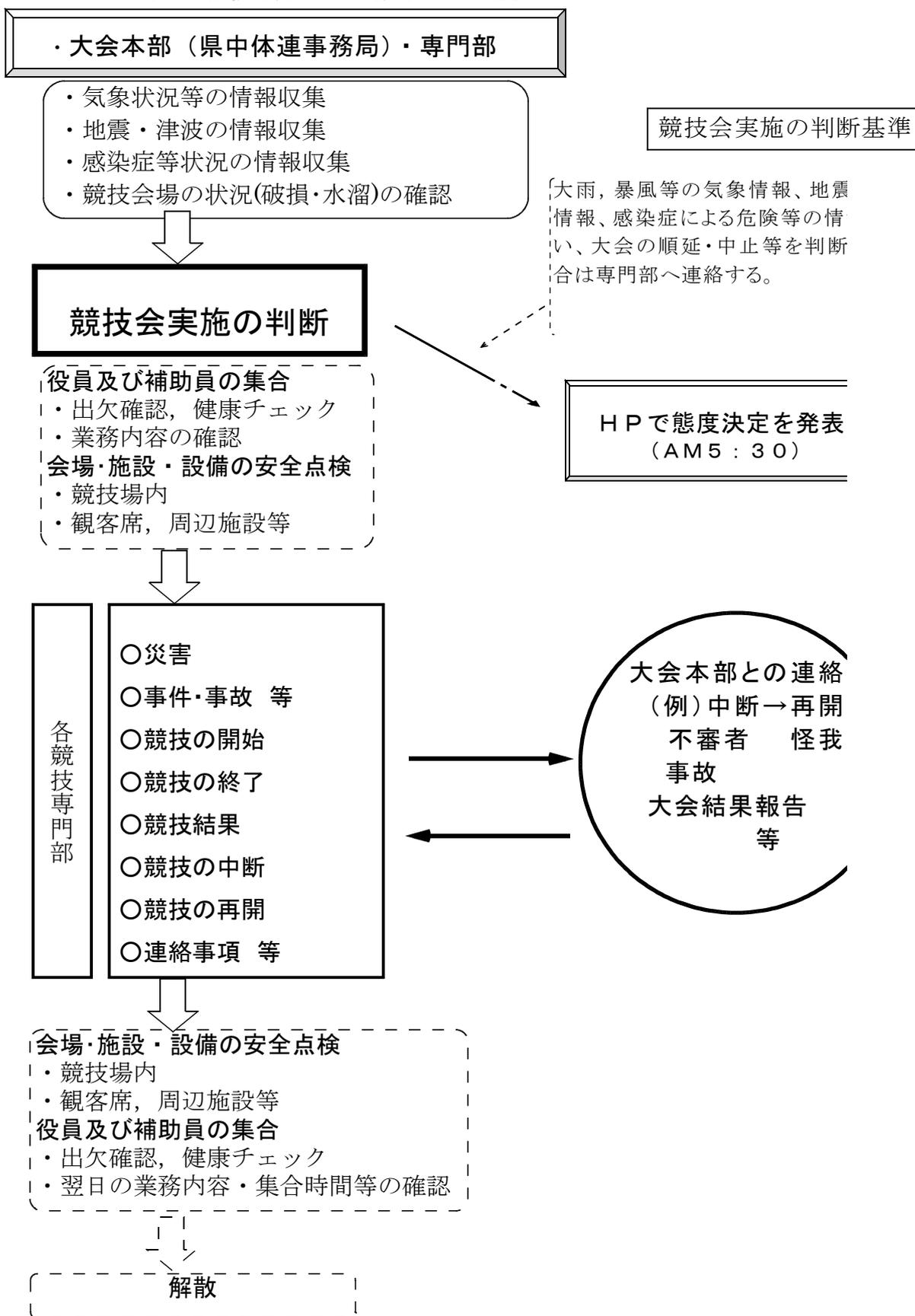
#### 緊急時の対応体制

競技運営に支障が発生した場合に備えて、**専門部ごとに対応マニュアルを作成**しておくことが望ましい。

#### (例)・競技運営対応マニュアルの作成

- ・非常変災等による役員・補助員等が会場に到着できない場合の対応マニュアルの作成

1日単位の競技運営の流れ《実施フロー図》



## 自然災害等に対する予防及び対応

### (1) 雷・雷雨・雷鳴及び停電等における対応について

全競技（屋外競技）において雷・雷鳴の場合は中断とする。詳細な対応については部会長・競技専門部での判断を大会本部へ連絡する。

※ 雷・雷雨・雷鳴については、実施要項に記載されていることを基にしながら、各競技で最終判断をして大会本部へ連絡。

#### 留意事項

参加者の安全を確保するために、落雷等の急激な気象状況の変化に対して、大会前に以下の準備をするとよい。

- 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定（特に屋外競技）
- 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法
- 必要に応じて、参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行う。

### (2) 屋内競技の停電における対応について

屋内競技の停電に関しては、計時関係では親時計を必ず運営サイドで準備するなどの対応をする。照明については、試合会場により異なる。蓄電システム等の問題で全てに対応することが厳しい施設が多い。施設使用の前に、使用する会場の電気システムまで確認しておくとうい。

### (3) 光化学スモッグ注意報の対応について

光化学スモッグ（オキシダント）の濃度が高くなると、人によっては目やのどの痛み、吐き気等の健康被害が発生する可能性があるため、ホームページ等から情報を収集し、対応にあたること。

#### 留意事項

##### ○ 注意報の発令

光化学スモッグ注意報は、県内各地域にある測定点のうち、1つでも大気中におけるオキシダント濃度が1時間値0.12ppm以上である状況になり（測定点がない地域については、周辺地域における測定点の状況により）、気象条件からみて、その状態が継続すると認められたときに発令される。

##### ○ 注意報発令後の対応

大会参加者の健康状態の監視を継続するとともに、光化学オキシダントによるものと思われる健康被害の報告があった場合は、競技を一時中断し被害の拡大防止に努める。

##### ○ 被害発生時の対応

専門部は、競技会場において光化学オキシダントによると思われる健康被害の報告があった場合は、次の措置を行う。

- ・ 目やのどに刺激や痛みを感じた場合は、洗眼や洗顔、うがい等を行い屋内や日陰などで静養させる。
- ・ 頭痛や手足のしびれ、吐き気、呼吸困難、失神などの症状が生じた場合は、医療機関に搬送する。
- ・ 被害の発生状況について、速やかに大会本部へ報告するとともに、関係機関の調査に協力する。

(4) 地震・津波発生時の対応について①

東日本大震災以来、津波に対する意識が大きく変わった。特に海岸線に位置する本県においては、宮崎市が平成25年12月に作成したハザードマップによると最大値で16m、平均値で9mの津波が押し寄せてくるだろうと想定している。

仮に総合大会や秋季大会開催中に津波警報が発令されたとした場合、各会場にいる我々はどこに避難すべきか。会場職員の指示を仰ぐと同時に、避難場所を事前に把握していれば被害を最小限に食い止めることができる。

津波予報の区別を確認すると、次のようになる。

津波の予報		発表される津波の高さ
津波警報	大津波	10m以上, 8m, 6m, 4m, 3m
	津波	2m, 1m
津波注意報		0.5m

各施設の海拔、避難場所を示す「キーワード」。

施設名		海拔	「キーワード」および情報
県 総 合 運 動 公 園	サンマリスタジアム	3	スタンド最上部 23.0 m <b>「最大級はここへ避難」</b>
	ム	4	スタンド最上部 20.0 m
	ひむかスタジアム	4	スタンド最上部 14.2 m
	陸上競技場	4	観客席最上部 10.8 m
	プール	3	2階テラス 8.0 m
	県武道館	3	2階観客席 7.8 m
	木の花ドーム テニスコート	4	管理棟 6.7 m
宮崎県体育館		6	2階観客席 9～12 m 3階観客席 15 m <b>「2階観客席以上へ避難」または「宮崎駅へ避難」</b>
宮崎市総合体育館		6	<b>「立体駐車場（最上階16m）へ避難」</b>
清武体育館		17	<b>「清武総合支所へ、一時避難」</b>
久峰運動公園		34	<b>「野球場もしくは武道館」</b>
天ヶ城体育館		70	<b>「野球場駐車場へ避難」</b>
綾てるはドーム		27	<b>「駐車場もしくはサッカー場に一時避難」</b>
サンスポーツランド高岡		11	※内陸部のため、その場に待機
清武総合運動公園		66	※「指定避難場所」
高鍋町総合体育館		60	※「指定避難場所」
佐土原体育館		25	※「指定避難場所」
新富町体育館		15	※「指定避難場所」
生目の杜運動公園		14	※「指定避難場所」

※ 競技を実施しているフロア・競技場から違う場所に避難しなくてはならない

※ 施設と、施設そのものが「指定避難場所」となり競技者に加え周囲の地域住民が避難に駆け込んでくるケースもある。

津波発生時の対応について②

**留意事項**

- 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定
- 発生した場合、施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。また、テレビ、ラジオ、インターネット等により地震情報を確認し、合わせて大会本部に伝達する。
- 被害が発生した場合（又は震度4以上の場合）
  - 火災発生の場合は初期消火に当たる。
  - 施設破損した場合→ 現場を確認し、危険がある場合は観客等が立ち入らないようにする。
  - 負傷者が発生した場合、負傷者を処置する。
  - 重症傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行った上で、119番通報して、救急車の出動を要請する。
- 専門部は、被害状況等を基に競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。
- 専門部は、被害の状況等を勘案して、大会参加者を避難させる。

(5) 火災発生時の対応について

- ア 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼びかける。
- イ 非常ベルを押し、施設管理者に通報する。
- ウ 専門部は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。
- エ 消防隊員が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。
- オ 負傷者が発生した場合、負傷者を搬送する。
- カ 専門部は、火災及び被害の状況等を基に、競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

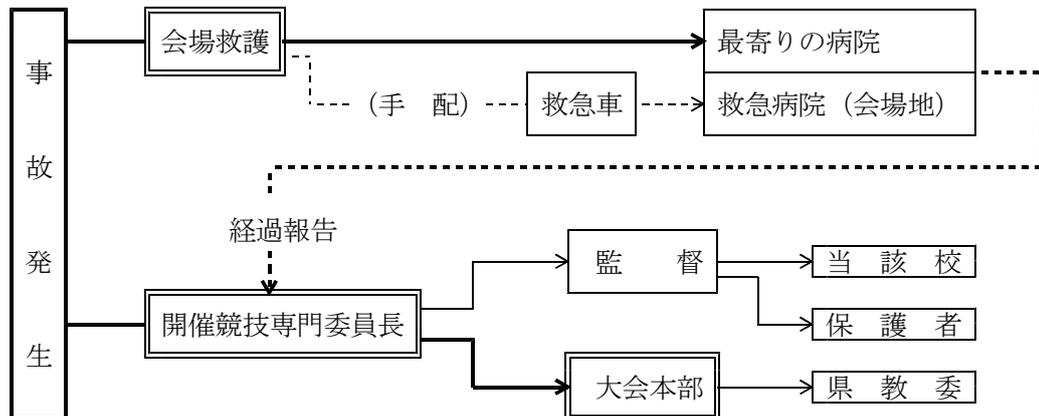
(6) 競技会開催中の気象情報等入手方法（参考）

情報	情報元・連絡先等
天気一般 (大雨・暴風等)	・ 地方気象台ホームページ ・ 地方気象台 観測予報課
台風	・ 気象庁ホームページ（台風情報） <a href="http://www.jma.go.jp/jp/typh/">http://www.jma.go.jp/jp/typh/</a>
地震（津波）	・ 気象庁ホームページ（地震情報） <a href="http://www.jma.go.jp/jp/quake/">http://www.jma.go.jp/jp/quake/</a>
紫外線	・ 気象庁ホームページ（紫外線情報分布図） <a href="http://www.jma.go.jp/jp/uv/">http://www.jma.go.jp/jp/uv/</a>
光化学オキシダント	・ 環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 <a href="http://soramame.taiki.go.jp/">http://soramame.taiki.go.jp/</a>
新燃岳火山噴火	・ 気象庁ホームページ（新燃岳火山情報） <a href="http://www.jma.go.jp/jp/jma/meru/shinmoe">http://www.jma.go.jp/jp/jma/meru/shinmoe</a>

## 宮崎県中学校体育大会 会場救護要項

- 1 基本方針
  - (1) 大会が安全かつスムーズに運営できるよう、各試合会場に養護教諭を配置する。
  - (2) 配置にあたっては、できるだけ競技が開催される近隣地区の養護教諭を割り当てる。
  - (3) 大会本部の対応としては応急処置程度とし、あとは医療機関にお願いする。医療機関以後は、監督、保護者で対応する。
- 2 分 担
  - (1) 競技実施日に、原則として1名の養護教諭を確実に配置する。但し、養護教諭の都合により午前・午後等にわけて計2名の配置も可とする。
- 3 依 頼
  - (1) 県中体連が派遣依頼文書を作成し、各学校長宛に発送する。
- 4 緊急時の連絡体制及び会場救護の業務分担

### (1) 緊急時の連絡体制



### (2) 大会本部連絡先

「県中体連事務局」  
 TEL 0985-27-8161  
 「県総合運動公園 合宿所」  
 TEL 専門部会時に報告

### (3) 業務分担

- ① 会 場 救 護
  - ・ 救急用具の準備
  - ・ 事故発生時の応急手当及び病院移送の判断
  - ※ 必要な場合は救急車の要請
  - ・ 会場近くの病院及び休日在宅医等の確認
- ② 開催競技専門委員長
  - ・ 救護席の設置と救護係の昼食準備
  - ・ 救護腕章を養護教諭へ渡す。
  - ・ 事故発生時の本部等への連絡及び経過報告
  - ・ 当日までに担当養護教諭と集合時間、準備物、雨天時の連絡先等について打ち合わせを行う。
  - ・ 会場近くの病院及び休日在宅医等の確認
- ③ 県 中 体 連
  - ・ 養護教諭への依頼
  - ・ 各競技における担当救護係（養護教諭）の決定
  - ・ 会場近くの病院及び休日在宅医等の確認

## 急病者・負傷者に対応について

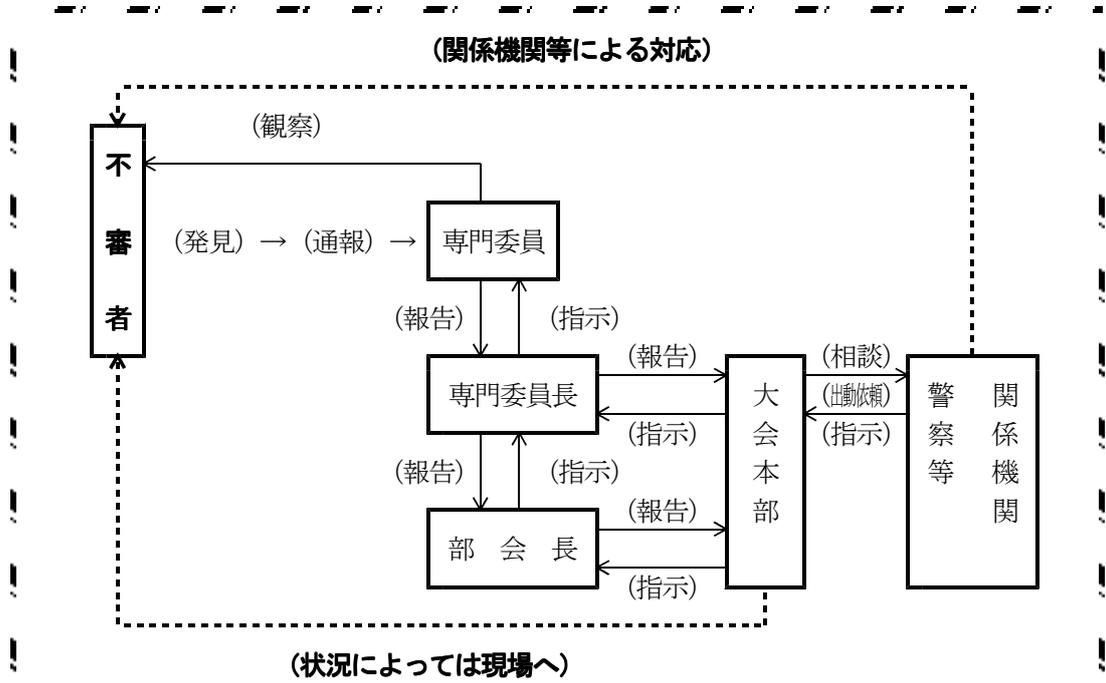
- 1 大会期間中の負傷・疾病については、応急処置の措置を実施する。
- 2 事故発生の場合は、該当生徒所属の引率者及び監督と連絡の上、程度に応じて病院に運搬し、手当てを受けさせること。
- 3 事故発生の場合、各競技責任者は、下記事項について速やかに大会本部に電話で連絡すること。また、下記様式により、宮崎県中学校体育連盟事務局に提出すること。

[ 連絡事項 ]

- (1) 競技種目及び会場
- (2) 事故者の氏名・学校名・学年・監督名（又は引率教諭）
- (3) 事故等の発生状況及び程度
- (4) 運搬先病院名及び電話番号
- (5) 報告者名

競技種目		発 生 日 時	( )月( )日( )曜
会 場			( )時( )分頃
氏 名		住 所	
学 校 名	( )年	監督名	
病 院 名		電 話	
事 故 等 の 発 生 状 況 及 び 程 度			
報告者名		電 話	

## 宮崎県中学校体育大会における不審者対応について



- 「不審者」に関する情報が入った時点で「専門委員」が確認を行い、専門委員長へ連絡をする。
- 「不審者」の確認を行い、観察を継続しながら、「専門委員長」へ状況を連絡する。
- 「専門委員長」は、部会長と大会本部へ連絡し、対応を相談する。
- 「大会本部」は、状況によって警察等の「関係機関」に相談をし、指示を待つ。
- 「専門委員長」は、「専門委員」と連絡をとりながら、不審者を場外に誘導する。  
写真・ビデオ等の撮影物がある場合には、没収もしくは消去させる。  
「不審者」が、撮影物の提出を拒んだ場合には、「関係機関」と連携し、対応指示を待つ。

**専門委員長・部会長は、大会本部と連絡を密に行い、対応をする。**